

民事事件記録の閲覧・謄写の御案内

東京地方裁判所民事訟廷記録係 閲覧謄写室

03-3581-6083

1 閲覧謄写の時間

午前 9:00 ~ 12:00

午後 1:00 ~ 5:00

※ 午前は12時、午後は5時までに閲覧謄写を終了していただきます。

※ 記録を準備する時間が必要となりますので、閲覧謄写には時間に余裕を持ってお越しください。

※ 午後の時間帯は、閲覧謄写室がたいへん混雑します。

2 受付時間と記録準備の時期

受付時間	記録の準備ができると見込まれる日時		
	係属中の記録	当庁に保存中の記録	庁外に保存中の記録
午前 9:00 ~ 11:00	午前中	当日の午後【*】	記録取寄せに2~5日の期間が必要となります。 【*】
午前 11:00 ~ 12:00	午後 1:30 以降		
12:00 ~ 午後 4:00	当日中	翌開庁日【*】	
午後 4:00 ~ 5:00	翌開庁日の 午前 10:00 以降		

【*】 記録の準備ができた段階で電話等で連絡します。

※1 係属中の事件記録については、裁判所の執務に支障がある場合、閲覧謄写ができないことがあります。

※2 記録の準備ができると見込まれる日、又は電話等により打ち合わせた来庁予定日から1週間を経過しても閲覧謄写にお越しただけない場合や、相当期間、連絡等がとれない場合は、閲覧謄写の申請を撤回したものとして取り扱うことがあります。

3 申請に当たって必要なもの

- (1) 閲覧謄写の申請書（窓口に備え付けられています。）
- (2) 認印
- (3) 申請者本人であることを確認できるもの
 - ① 運転免許証，パスポート，健康保険証など，本人であることを証明できるものの提示にご協力ください。
 - ② 法人の社員等が代理人として申請する場合は，①の本人であることを証明できるものの提示のほかに，法人の資格証明書，委任状，社員証明書などの提出が必要となります。
- (4) 利害関係人として申請する場合は，法律上の利害関係を疎明する書面
※ 利害関係の疎明が不十分な場合は，謄写は許可されないことがあります。
- (5) 倒産事件，保全事件など，事件の種類によっては，(1)～(4)と異なる取扱いがあります。詳細は，担当部にお問い合わせください。

4 手数料

- (1) 訴訟事件について
 - ① 事件の係属中に当事者等が閲覧謄写する場合は，手数料は必要ありません。
 - ② 次の場合は，1件につき150円の収入印紙が必要となります。
 - ア 第三者が閲覧する場合
 - イ 法律上の利害関係を疎明した第三者が，裁判所書記官の許可を得て，謄写する場合（利害関係の疎明が不十分な場合は，謄写は許可されないことがあります。）
 - ウ 当事者等が事件終了後に閲覧謄写する場合
- (2) その他の事件については，担当部にお問い合わせください。
※ 謄写（コピー）する場合は，別途，その費用が必要となります。